

第14回入善町農業委員会議事録

令和3年9月2日午後1時30分から第14回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
5番 森下 吉光	6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志
9番 小林 真一郎	10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎
13番 永山 美和	14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春
18番 長原 均			

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第53号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第54号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。今回の総会では、事前に議案をお送りして簡潔な進行とすることで、新型コロナウイルス感染防止への対応としたいと思います。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第14回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。10番米山委員と11番坪野委員に決

定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請番号1番の案件は、細田委員が関係するものでありますので、細田委員には一時ご退室をお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町東狐〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は950㎡です。

譲渡人は公益社団法人 富山県農林水産公社で、譲受人は入善町東狐〇〇の〇〇さんです。富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることができます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は事務所の向かいであり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人であるため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、644,953㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。
以上です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

島瀬委員

事務局の説明のとおりであり、特に問題ありませんので、確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
申請番号1番について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。細田委員には、席にお戻りいただきます。それでは事務局から、引き続き説明をお願いいたします。

事務局

続きまして申請番号2番、農地の所在地は、入善町舟見〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は425㎡です。

譲渡人は公益社団法人 富山県農林水産公社で、譲受人は入善町舟見〇〇の〇〇さんです。
富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自動車で1分以内であり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当

該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年220日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、134,864㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

愛場委員

申請地は他の田とあわせて1枚になっています。この周辺の田も、譲受人が耕作していますし、問題ありませんでしたので確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第53号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事

務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第56号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

申請番号1番。申請地は、入善町目川〇〇、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は313㎡、及び入善町目川〇〇、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は110㎡の計2筆です。

申請者は入善町入膳〇〇の〇〇さん。転用目的は「自動車保管場所敷地」です。

申請者の〇〇さんは、自動車整備工場を営んでおられますが、既存敷地内ではお客様の自動車を預かると満杯になり、路上駐車のため、道路を挟んで向かいにある自己の所有する農地を、自動車保管場所として使用するために今回転用申請するものです。申請地の農地区分は第1種農地ですが、転用目的が「自動車保管場所敷地」であり、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。申請地は昭和47年2月25日に除外済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上1件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

上田委員

事務局の説明のとおりですが、申請人はもともと申請地の向かいの既存地で、事業をやっていたらいいと思います。既存地だけでは狭くなってきたため、申請をされた次第です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第53号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第54号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号1番、申請地は入善町上飯野〇〇外8筆の計9筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は17,015㎡です。

譲渡人は、入善町上飯野〇〇の〇〇さん外8名で、譲受人は入善町上飯野〇〇の〇〇さんです。転用目的は「陸砂利採取」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、土石採取・販売業を中心に様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良および圃場整備を行う計画としたことから今回の申請となりました。

今後、2か年の計画期間で、17,015㎡の申請地から、70,000㎡の砂利を採取し、84,000㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、耕作者、地区代表者の同意書および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

細田委員

砂利採取の事業は2期に分けられる予定で、それぞれ別の場所で採取が行われます。申請地には一部、ダンプの足洗い場として利用するスペースも用意されます。地図の中央部の空いた田については、1期目では引き続き耕作がされ、2期目で採取がされる予定です。別の砂利採取の件では、近隣住民からの苦情があったと聞いたので、今回はそういったことがないよう工事関係者へ指導をするように伝えました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林委員

質問ですが、一時転用の期間というのは何年までなのですか。

事務局

基本は2年までで、事情により延長したとしても3年です。

小林委員

1期と2期合わせると工期は4年になると思いますが。

事務局

1期と2期はそれぞれ別の場所で行いますので、それぞれ2年、合計4年となります。

愛場委員

ダンプの足洗い場で使用する水は、どこから引いて、どこに排水するのか、特に汚水処理に支障がないのかが気になります。

小林委員

1期目で砂利採取した場所では、復旧後きちんと耕作ができるのか、取り付け道路の位置等も含めて、事業者にしっかりと確認する必要があると思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では事務局の方で再度事業者を確認をお願いいたします。他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第54号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

特にございません。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第14回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、10月5日火曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時00分)